

東水元小学校いじめ防止基本方針(概要版)

東水元小学校では児童が、学校の仲間を大切にし、健やかに成長し、自分自身のことが大切に思え、毎日、楽しく学校生活が送れるようになるために、「東水元小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

学校での取組

児童の育成方針

- お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にできる児童の育成するために、道徳教育の充実や、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うための取組を行う。
- 「いじめは人間として許されない」と行動できる児童の育成をするために、教職員の人権意識を向上させ児童を指導するとともに、教職員・児童・保護者・地域等と連携していじめに関する認識を広めるための啓発活動を行う。
- すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられるよう、相談活動を充実するとともに学級集団作りや異学年交流を積極的に活用する。

児童の取組

- ◇あいさつ運動の実施
毎月1週間程度、代表委員会や各学年の児童が校門で挨拶を行います。
- ◇ユニセフ運動
集会でユニセフ運動を紹介し、代表委員が募金活動を行う。困っている人に対して、お互いに助け合うことを学ぶ。
- ◇児童会主催キャンペーン
いじめをしない約束を作成し、いじめ防止集会を行う。
全校児童が仲良く遊ぶ活動を計画し実行する。

児童

いじめと向き合い、
いじめを許さない学校の推進

教職員

教職員の取組

- いじめ防止のための組織作り
- ふれあい月間（6月，11月，2月）
 - ・アンケートと個人面談の実施
 - ・人権教育の実施
- ふれあいディー・ふれあいタイムの実施
 - ・水元公園を活用した学級集団づくり
 - ・構成的グループエンカウンター
 - ・ふれあい体力づくり
 - ・縦割り班活動
- 校内研修
 - ・いじめ防止及び人権意識の向上
 - ・分かる授業と個人差に応じた指導
 - ・児童理解と適切な児童への接し方
- 家庭・地域・関係機関との連携による児童の育成
 - ・地域行事への参加

家庭・地域

家庭・地域での取組

- ◆警察、青少年委員、民生委員等による「学校サポートチーム」の設置
- ◆学校・地域によるいじめ防止の事業
- ◆情報交換（保護者会）
- ◆青少年育成地区委員会との連携
- ◆保護司と学校・地域との連携事業
いじめ防止やインターネット上の誹謗、中傷防止などの講演会
情報交換

もし、いじめが起きたら、・・・

●情報を集める。

- ・教職員、児童、保護者、地域住民など関係する人たちから「いじめ防止委員会」に情報を集める。

●指導・支援体制を組む。

- ・「いじめ防止委員会」でいじめ解決のために適した指導・支援体制を組む。
※教職員で役割を分担する。

●児童への指導・支援を行う。

- ・いじめられた児童の事実関係の聴取とともにスクールカウンセラーによる心のケアを行う。
いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、**寄り添い支える体制**をつくる。
- ・いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、**自らの行為の責任を自覚**させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ・いじめを見ていた児童には、**自分の問題であると捉えさせる**とともに、「**いじめを止める**」「**誰かに知らせる**」**勇気**をもつよう伝える。

●保護者と連携する。

- ・関係する教職員を中心に、**即日、いじめられた児童といじめた児童の家庭訪問等**を行い、事実関係を伝えるとともに今後の学校の指導方針について話し合う。
- ・継続的に必要な支援やいじめの背景にも目を向け再発防止を図る。

重大事態が発生した時は、・・・

※重大事態とは、

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い。
- ・相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。
(相当期間とは、年間30日もしくは、一定期間連続して欠席しているような場合)

学校と教育委員会等が連携し、

- ※ 事実関係を可能な限り明確にします。
- ※ 事実に向き合い、調査資料の再分析や必要に応じた再調査を行います。
- ※ いじめを受けた児童とその保護者には、情報を適切に提供します。

☆いじめを認知した時点で、教育委員会や関係機関に速やかに報告し、いじめの早期解決のために組織的な取組を行います。

☆いじめ防止のための取組に力を入れ、いじめを許さない学校づくりを進めてまいります。